

5月27日 HP 掲載の「登校に際しての留意点」につきまして、文科省の指針（6月15日付）に従って、経過期間の目安を一部変更し改めて掲載いたしますのでご確認ください。

本校の経過観察期間（自宅待機等）の目安を示しておきますのでご確認ください。

【生徒本人に発熱等の風邪症状がみられる場合】

①本人に発熱等の比較的軽い風邪症状がある場合

*薬剤を服用しない状態で、3日以内に解熱・その他の*症状が消失すれば、快癒した翌日から登校可能（7月3日より）

*薬剤：解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

*症状：咳（息苦しさ・息切れ）・咽頭痛・全身倦怠感・下痢・味覚や嗅覚の異状など

②症状が強い場合や比較的軽い症状であっても4日以上続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」、保健所、健康福祉事務所等に相談

(1) 検体検査を受けず経過観察となった場合

解熱・その他の症状が消失し、薬剤を服用しない状態で快癒した翌日より登校可能

(2) 検体検査を受けた場合

陰性となった場合、受診医療機関の指示する期日まで

生徒本人に風邪症状等がある場合には、引き続きその旨ご連絡をいただきましたら欠席扱いにはいたしません。また、同居のご家族に風邪症状等があるという理由で、登校を控えていただくこともありましたが、本人に症状が全く無い場合には登校していただいて結構です。（7月3日より）

6月22日（月）以降、感染が不安で出席できない場合には、原則として「欠席」としますが、基礎疾患があるなど個々の事情を勘案して判断いたしますので担任にご相談下さい。

次のような場合には、自宅待機の上、速やかにご連絡をいただきますようお願いいたします。

- ・生徒本人、または同居のご家族の感染がわかった場合
- ・生徒本人、または同居のご家族が濃厚接触者と認定された場合